

「県庁の為に県内の人民あるにあらず、県内人民の為に県庁あると知るべし」

これは、現在、県政史料室で展示をしております初代県令・松田道之氏が、全国最初の地方民会である「議事所」の開設にあたり定めた「議事大意条例」の中で示した考え方でございます。

約140年前に示されたこの考え方は、現代にも通じる県政運営における基本的な考え方であり、私をはじめ県職員全てが、この言葉を改めて肝に銘じ、胸に刻み、今後の県政運営にあたってまいりたいと考えております。

11月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、滋賀県基本構想の策定状況について、申し上げます。

基本構想につきましては、平成25年12月に現基本構想の総点検に着手して以降、6回にわたり、基本構想審議会において慎重にご審議頂き、去る10月6日に答申を頂きました。

審議会におきましては、現基本構想の総点検として、「時代の潮流と課題」や「未来戦略プロジェクト」の進捗状況など、構想全般について検証を頂くとともに、その後の原案の検討においては、「豊かさ」を新たな基本理念として打ち出すことなどについて、幅広い観点からご審議を頂いたところでございます。

また、審議会の答申を踏まえて作成しました基本構想原案に基づき、県民政策コメントを実施いたしまして、併せて市町にも意見照会を行いましたところ、「時代の潮流と課題」の捉え方や重点政策の方向性などに関して、多くのご意見を頂いたところでございます。

こうした経緯を踏まえ、今定例会議におきまして、滋賀県基本構想の策定状況について、報告をさせていただくものでございます。

新たな基本構想は、一世代後となる西暦2040年頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指すべき姿を描く「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的・重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成したいと考えており

ます。

「長期ビジョン編」におきましては、新たな基本理念として「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！ 新しい豊かさ」を掲げることとしております。

「自分」だけでなく、「今」だけでなく、「もの」だけでなく、みんなが将来も持続的に実感できる「心」の豊かさについて、県民一人ひとりが考え、行動することで、それぞれの豊かさがつながり・調和する「新しい豊かさ」を、県民の皆様とともに追求してまいりたいと考えております。

また、「重点政策編」におきましては、基本理念の実現に向けて、平成27年度から平成30年度までの4年間の計画期間に先駆的・重点的に取り組むべき7つの政策を掲げることとしております。

先日公表いたしました10月1日現在の本県の推計人口については、141万6,500人と、前年同月比で48年ぶりに減少となり、全国でも数少ない人口増加県であった本県も、いよいよ人口減少局面に入ったと考えられます。

こうした中、県政の最上位計画である基本構想をしっかりと策定し、来年度からその具体化を図ってまいりたいと考えており、引き続き議員の皆様方から十分ご意見を賜りながら、滋賀の将来を県民の皆様と共有する基本構想として取りまとめる所存でございます。

次に、滋賀県行政経営方針の策定状況について、申し上げます。

本県では、平成7年12月に「滋賀県行政改革大綱」を策定して以降、社会経済情勢の変化等にも対応しながら、数次にわたる行財政改革の取組を進めてまいりました。

財政の健全化につきましては、国の「三位一体の改革」や経済情勢の悪化に伴う影響などにより、毎年度、多額の財源不足が見込まれたことから、収支改善と持続可能な財政基盤の確立に向けまして、歳入歳出両面からの対応に全庁挙げて取り組んできたところでございます。

また、簡素で効率的な行政体制の整備や、外郭団体および公の施設の見直し

など、その他の行政改革の取組におきましても、着実にその成果が表れてきております。

一方、今ほども申しあげました人口減少への対応をはじめ、新たなエネルギー制約や異常気象による自然災害の発生、急速に進む公共施設等の老朽化の問題など、様々な行政課題に直面しております。

こうした不可避の課題を乗り越えていくためには、まずは、これらの課題を県民の皆様と共有し、「対話」を基本に、「共感」を生み出し、「協働」が進むような行政経営を確実に前に進めていくことで、「県民主役の県政」を県民の皆様と一緒に創り上げていくことが重要であると考えております。

また、県民の皆様のご期待に応え、一層のサービス向上を図るための改革に不断に取り組むとともに、人材や組織、施設、情報など県の経営資源を活かしながら、さらに磨きをかけ、県庁力を最大化する「前向きな行政経営」に軸足を移す必要があると考えております。

こうした認識のもと、現在、策定作業を進めております行政経営方針におきましては、経営理念に「対話・共感・協働で築く県民主役の県政の実現」を掲げることとしており、「攻め」、「見える」、「前向き」の3つの基本的な視点のもとで、新たな基本構想に掲げる施策の展開を行財政面でしっかり下支えし、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現を確かなものにしてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度当初予算の編成について、申し上げます。

いよいよ来年度の予算編成の時期となってまいりました。平成27年度当初予算につきましては、私が知事に就任させていただき、はじめて編成する当初予算となります。県民の皆様のご期待に応えるべく、緊張感と使命感を持って、精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

さて、平成27年度は、今ほども申しあげました新たな基本構想と行政経営方針に基づき取組を進める初年度となることを踏まえ、当初予算編成の基本方針として、2つのことを掲げさせていただいたところでございます。

1点目は、対話と共感、協働のもと、先駆的・戦略的な施策に重点的に取り

組むことにより、新たな基本構想の基本理念「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現を目指すことでございます。

現在策定中の基本構想における重点政策の考え方を踏まえまして、「子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」をはじめとします7つの重点テーマを設定し、これらの実現に向けた施策が着実に展開することができるよう予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、安定的で持続可能な財政基盤の確立に向けて、引き続き財政健全化の取組を進めることでございます。

本県の財政状況につきましては、これまでの財政構造改革の取組などにより、一定程度の改善は図られてきているものの、今後も財源不足が見込まれるなど、決して楽観できる状況にはないものと認識しているところでございます。

新たな基本構想の実現に向けた施策を持続的に展開していくためには、持続可能な財政基盤を確立することが大変重要となりますことから、引き続き財政健全化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

併せて、「人口減少・超高齢社会の到来」をはじめとする県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて、国や住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携を強化していくとともに、県庁力を最大限に発揮するため、部局間連携のより一層の徹底にも努めてまいりたいと考えております。

次に、「滋賀県地域医療介護総合確保基金条例」の制定について、申し上げます。

我が国は、西暦2025年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会を迎えようとしております。

本県においても、今後の高齢者人口の増加率が全国と比較して著しく高くなることが予測される中、医療・介護サービスに対する需要はますます増大し、多様化していくものと考えられます。

しかしながら、医療・介護提供体制の現状は、病院や診療所、訪問看護ステーションなどの施設面、また、医師や看護師、リハビリテーション専門職など

の人材面において、多くの課題を抱えており、医療・介護等提供体制の整備は県政世論調査で力を入れてほしい県の施策として毎年第1位になるなど、県民の皆様からも強く求められているところでございます。

県民誰もが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して家族と共に暮らし続け、自宅で最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題でございます。

こうしたことを踏まえまして、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通して、地域における医療および介護の総合的な確保を図るため、今般新たに「地域医療介護総合確保基金」を設けようとするものでございます。

今回設置いたします基金を最大限に活用し、病床の機能分化と連携、在宅医療・介護サービスの推進、および医療従事者の確保と養成を柱に、利用者の視点に立って切れ目のない医療および介護の提供体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、危険ドラッグ対策について、申し上げます。

危険ドラッグにつきましては、平成12年ごろから国内で乱用されはじめ、平成19年からは薬事法により、幻覚等の作用を有するものは指定薬物として規制されております。

本県の現状を見ますと、平成23年から危険ドラッグの販売店が2店舗営業していましたが、継続的な立入り検査や製品検査を実施したことにより、いずれの店舗も閉店されたところでございます。

しかしながら、違法薬物の化学構造の一部を変えて規制を逃れる「たちごっこ」の状態にあることや、安価で入手しやすく、特にインターネットを利用した売買により出回っていること、また、急性毒性が高いことから、全国各地で他人を巻き込む事件・事故が多発しており、本県においても、同様の事件・事故の発生が危惧されるところでございます。

このような中、国においては、7月に危険ドラッグ乱用根絶のための緊急対策を策定し、指定薬物の迅速指定や集中取締りなどの対策が強化され、全国的

に販売店が減少するなど効果が見られているものの、依然として事件・事故の発生が続いており、県民の安全・安心な暮らしが脅かされている、看過できない状況であると認識しております。

こうしたことを踏まえまして、本県におきましては、先月、「危険ドラッグ対策に係る検討会議」を開催し、国の対策に加えて本県独自の対策を講じる必要があるとの視点に立って、条例の制定も含め、専門家からご意見をお伺いしたところ、「不動産業者と連携した出店抑制が必要ではないか。」、「警察と連携した立入調査が有効ではないか。」、「家族会への支援が必要ではないか。」といったご意見を頂いたところでございます。

去る11月19日には、国会において改正医薬品医療機器等法が成立し、危険ドラッグの販売規制等が一層強化されますが、検討会議において頂いたご意見などを踏まえると、なお、県民の皆様々の安全・安心を確保するためには、条例の制定が必要であると考えますことから、早期制定に向けて作業を進めてまいります。

次に、県内企業や経済団体などの皆様とともに参加してまいりましたベトナム経済ミッションについて、ご報告申し上げます。

ASEAN地域の中でも優秀な労働力を確保でき、また、政治的にも安定しているベトナム、とりわけ最大の経済・商業都市であり、他地域に比べ裾野産業の強化に意欲的なホーチミン市での県内企業の事業展開を支援するため、去る11月12日から16日まで現地を訪問してまいりました。

今回のミッションにおきましては、今後の両県市の経済分野等における相互協力、企業・団体間のビジネス展開の促進などについて、ホーチミン市人民委員会のレ・ホアン・クアン委員長と意見交換を行い、協力覚書に調印してまいりました。

また、ホーチミン市直属の工業地域であるサイゴンハイテクパークの視察やベトナム商工関係者との交流などを通じまして、相互理解を深めるとともに、既に現地に進出していらっしゃる滋賀県ゆかりの日系企業の視察や意見交換も行い、これらの企業の海外展開への情熱や感性にふれ、敬服したところでございます。

さらに、ベトナム最大の水処理展示会である「ベトウォーター」には、「びわ湖環境ビジネスメッセ in 海外」の取組として、県内企業12社および「しが水環境ビジネス推進フォーラム」が出展参加されておられたことから、激励もかねて視察をしてまいりましたが、出展された県内企業の存在感には、大変頼もしく感じたところでございます。

併せて、日本の魅力をアピールする観光イベント「ジャパンフェスティバル」においては、滋賀県の観光PRも行ってきたところでございます。

私は、この訪問を通して、ベトナムは若く、親日的で、経済も含め成長の可能性を大きく秘めた国であると感じるとともに、日越の友好関係を礎に、滋賀の技術と経験を活かした協力関係を築いていけるよう努めてまいりたいと考えております。

今後とも、高い技術やサービスと志を持っておられる県内企業の海外展開を総合的に支援することで、滋賀県経済の活性化につなげられるよう取り組んでまいり所存でございます。

それでは、本日提出いたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第166号および187号は、一般会計の補正予算でございまして、

議第166号は、先ほどもご説明申し上げた「地域医療介護総合確保基金」の造成と基金を活用した事業に係る経費のほか、平成26年度産米の価格下落等に伴い悪化している農業者の資金繰りを支援するために要する経費、また、子どもたちの学ぶ力の向上に向け、小中学校における非常勤講師の配置や放課後学習支援員の配置に要する経費などを計上しようとするものでございます。

これらの結果、総額15億1,786万4千円の増額補正を行おうとするものでございます。

また、議第187号は、来る12月14日に執行されます第47回衆議院議員総選挙および第23回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、追

加計上を行おうとするものでございます。

議第167号は、病院事業会計の補正予算でございまして、成人病センターなどで「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業を実施するための経費について、追加計上を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第168号は、先ほどご説明申し上げたとおり、地域における医療および介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の円滑な推進を図るため、新たに基金を設置しようとするものでございます。

議第169号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされましたことから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第170号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等にあたり、調査審議する審議会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第171号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第172号は、児童福祉法の規定に基づく滋賀県小児慢性特定疾病審査会について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第173号は、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく滋賀県指定難病審査会について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。



議第174号は、母子及び寡婦福祉法等の一部改正により、新たに父子家庭に対する福祉の措置として父子福祉資金の貸付けが定められたことに伴い、当該貸付けに係る事務について、大津市を除く市に移譲するため、改正を行おうとするものでございます。

議第175号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第176号は、県が行う農業農村整備に関する事業について、地方自治法の規定に基づく分担金を徴収する必要性が生じたため、改正を行おうとするものでございます。

議第177号は、屋外広告物法の規定に基づき、広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務を、景観行政団体である高島市において処理するため、改正を行おうとするものでございます。

議第178号は、地域の実情に応じた安全なまちづくりのための活動を促進するとともに、高齢者等への犯罪の被害防止の取組および特殊詐欺防止に関する指針を定めるなど事業者等による特殊詐欺防止の取組を推進するため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第179号および180号は、契約の締結について、

議第181号は、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、

議第182号は、滋賀県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等の請求訴訟の提起について、

議第183号および184号は、指定管理者の指定について、

議第185号は、県道の路線の認定について、

議第186号は、平成27年度において発売する宝くじの発売総額について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。